

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6865960号  
(P6865960)

(45) 発行日 令和3年4月28日(2021.4.28)

(24) 登録日 令和3年4月9日(2021.4.9)

(51) Int.Cl. F 1  
A O 1 K 1/03 (2006.01) A O 1 K 1/03 B

請求項の数 1 (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2017-20044 (P2017-20044)                  (22) 出願日 平成29年2月7日(2017.2.7)                  (65) 公開番号 特開2018-126071 (P2018-126071A)                  (43) 公開日 平成30年8月16日(2018.8.16)                  審査請求日 令和2年1月16日(2020.1.16)</p>	<p>(73) 特許権者 393022746                  ジェックス株式会社                  大阪府東大阪市今米1丁目14番5号                  (74) 代理人 100109911                  弁理士 清水 義仁                  (74) 代理人 100071168                  弁理士 清水 久義                  (74) 代理人 100099885                  弁理士 高田 健市                  (74) 代理人 100194467                  弁理士 杉浦 健文                  (72) 発明者 今中 康富                  大阪府東大阪市今米1丁目14番15号                  ジェックス株式会社内</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 小動物用ケージ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケージの側面、背面、天面、前面のうちの少なくとも一つの面が板材からなり、前記板材に、物品を取り付けるための横長穴が縦方向および横方向に複数個設けられ、前記物品が、ネット部の外側に複数の取付部を設けたワイヤネットであることを特徴とする小動物用ケージ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、小動物、特に壁面をよじ登る習性をもつ小動物の飼育に適したケージに関する。

【背景技術】

【0002】

小動物を室内で飼育するためのケージには壁面が板材で構成されたものと金網で構成されたものがあり、動物の種類によって使い分けられている。例えば、フクロモモンガのように樹上生活を習性とする動物はケージ内の高い場所で排泄するので、排泄物がケージ外に飛び散るのを防ぐために壁面が板材で形成されたケージが好んで使用される。また、ケージの壁面には、給水器の他、ステップや足場となるワイヤネット等の物品が取り付けられる(非特許文献1、2参照)。

【0003】

非特許文献 1、2 に記載されたケージは、側板に丸穴を設けて種々の物品をボルトで取り付けるようにしたものである。また、非特許文献 2 のケージは側板として縦横に多数の丸穴を設けたパンチングボードを用いている。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献 1】商品名「ケースバイケース 60L」、2016 年 12 月 22 日検索、インターネット URL：[http://store.shopping.yahoo.co.jp/heaven-y/4423.html?sc\\_e=sydr\\_sspdspro#ItemInfo&\\_\\_ysp=440i440i440z44Ks100Cse0Dv00CuA%3D%3D](http://store.shopping.yahoo.co.jp/heaven-y/4423.html?sc_e=sydr_sspdspro#ItemInfo&__ysp=440i440i440z44Ks100Cse0Dv00CuA%3D%3D)

【非特許文献 2】商品名「フクロモモンガ専用飼育ケージ 75」、2016 年 12 月 22 日検索、インターネット URL：<http://store.shopping.yahoo.co.jp/nexxtshop/HAAH-202.html>

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、非特許文献 1 のケージは物品の取り付け位置が丸穴の位置に限定されるため、自由に取り付け位置を変更することができない。しかも、複数本のボルトで取り付けられる物品については、ボルトの間隔がケージの丸穴の間隔に一致していなければ取り付けることができない。非特許文献 2 のケージの側面はパンチングボードであるから取り付け位置を変更できるが、それでも複数本のボルトで取り付けられる物品はボルトの間隔と丸穴の間隔の一致が必要である。このように、取り付け可能な物品がボルト等の取付具の位置によって限定されるために、物品はケージの専用品として供給されることが一般的である。

20

【0006】

ケージ内に取り付けられる物品の種類や取り付け位置は飼育する小動物の習性によって異なる。このため、多様な物品を所望の位置に取り付けることができる汎用性の高いケージが望まれている。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、上述した背景技術に鑑み、多様な物品を所望の位置に取り付けることができる汎用性の高いケージの提供を目的とする。

30

【0008】

即ち、本発明は下記 [ 1 ] [ 2 ] に記載の構成を有する。

【0009】

[ 1 ] ケージの側面、背面、天面、前面のうちの少なくとも一つの面が板材からなり、前記板材に、物品を取り付けるための横長穴が縦方向および横方向に複数個設けられていることを特徴とする小動物用ケージ。

【0010】

[ 2 ] 前記物品が、ネット部の外側に複数の取付部を設けたワイヤネットである前項 1 に記載の小動物用ケージ。

【発明の効果】

40

【0011】

上記 [ 1 ] に記載のケージは、側面、背面、天面、前面のうちの少なくとも一つの面を構成する板材に、複数個の横長穴が縦方向および横方向に設けられている。これらの横長穴には、横方向の任意の位置に物品を取り付けるための取付具を係合できる。2 つの取付具で取り付けられる物品では、2 つの取付具は対応するそれぞれの横長穴の任意の位置に係合できるので、2 つの横長穴に係合可能な取付具の間隔の範囲が拡大される。そして、横長穴に係合可能な範囲内であれば物品における取付具の位置を変更することができるので、取付可能な物品の範囲が拡大され、ひいてはケージの汎用性が高まる。

【0012】

上記 [ 2 ] に記載のケージでは、足がかりとなるワイヤネットを取り付けることによ

50

て、フクロモモンガのような壁面をよじ登る習性をもつ小動物の良好な飼育環境を形成できる。ワイヤネットは複数、例えば2つの取付部が設けられているので、同じ高さの2つの横長穴のみならず異なる高さにある2つの横長穴にも取付可能であり、かつ各横長穴における横方向の係合可能範囲が広いので、ワイヤネットの取付位置を様々に変更することができる。

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】本発明の小動物用ケージの全体斜視図である。

【図2】ケージの連結部を示す断面図である。

【図3】ステップの取り付け方法を示す斜視図である。

【図4】コーナー用ステップの取り付け方法を示す斜視図である。

【図5】ワイヤネットの取り付け方法を示す斜視図である。

【図6】環の取り付け方法を示す斜視図である。

【図7】2つの取付具の係合可能範囲を示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【0014】

図1～図7に、本発明の小動物用ケージの一実施形態を示す。

【0015】

ケージ1は、それぞれ樹脂製の底板10、背板20、左右の側板30、前板40、扉板50および天板60を組み立てた箱型である。

【0016】

扉板50を除く各板は、一方の板の端面から突出する連結爪を他方の板に穿設された連結穴に差し込んで固定することによって連結されている。図2は、連結部の例として、背板20と側板30の組み付け部分に形成される連結部100を示している。本図に示すように、前記背板20の側板30側の端面に連結爪21が突設され、前記側板30に連結穴31が穿設されている。そして、前記連結爪21を連結穴31に差込んで側板30の外面に突き出させ、突き出された連結爪21の溝22にゴムリング23を嵌める。前記ゴムリング23の外周寸法は連結穴31の開口寸法よりも大きいので、ゴムリング23の装着によって連結爪21は連結穴31から抜けなくなり、連結部100が形成される。

【0017】

上記の構造の連結部100が、底板10と背板20の組み付け部に2箇所、背板20と左右の側板30とのそれぞれの組み付け部に4箇所、底板10と左右の側板30とのそれぞれの組み付け部に2箇所、前板30の左右と左右の側板30のそれぞれの組み付け部に2箇所、背板20と天板60の組み付け部に2箇所、天板60の左右と左右の側板30のそれぞれの組み付け部に3箇所形成され、箱型に組み立てられている。

【0018】

前記前板40の下端は底板10の下端よりも高い位置で左右の側板30に連結され、前板40の下端と底板10の間の隙間に引き出し型のトレイ70が差し込まれている。

【0019】

前記前板40の上端は側板30の高さ方向の約1/2の位置にあり、前板40の上に出入口が形成されている。前記出入口を塞ぐ扉板50は、下端近くに左右の側板30に向かって突出する小突起51を有し、前記小突起51が左右の側板30に穿設された縦長の係止穴32に挿入され、前記扉板50は突起51を軸として側板30に回動可能に連結されている。また、前記扉板50の上端部の左右には側板30側に向かって突出する係止爪52を有し、側板30の上端に前記係止爪52を嵌め込む係止溝33が形成されている。前記出入口を開く場合は、扉板50を上方に持ち上げて下端の突起51を縦長穴31内でスライドさせて係止爪52を溝33から外し、扉板50を手前に引きながら回動させる。前記出入口を閉じる場合は、扉板50を回動させ、扉板50を一旦持ち上げてから左右の係止爪52を左右の側板30の係止溝33に係止させる。

【0020】

10

20

30

40

50

前記天板 60 は背板 20 および側板 30 の上端よりも低い位置で背板 20 および側板 30 に連結されている。そして、左右の側板 30 に仕切り板 71 を連結することにより、天板 60 上に飼育用品の収納スペース 72 が設けられている。

【0021】

前記背板 20、側板 30 および天板 60 には、連結部 100 用の連結穴および扉板 50 用の係止穴 32 の他に種々の穴が形成されている。前記背板 20 には横長穴 24 とコード用穴 25 が設けられている。前記側板 30 には、多数の横長穴 34 と長短の縦長穴 35、36 が設けられている。前記横長穴 34 は縦方向（ケージの上下方向）および横方向（ケージの前後方向）の両方向に複数個が設けられている。前記天板 60 には円形穴とその周囲に放射状に配置された複数のしずく形穴が形成されている。

10

【0022】

上記の穴のうちの背板 20 の横長穴 24、側板 30 の多数の横長穴 34、天板 60 の円形穴は物品の取り付け穴として用い、ボルトとナット等の取付具を用いて物品を壁面に固定する。また、前記側板 30 の長短の縦長穴 35、36 は給水器の取付に使用され、天板 60 のしずく形穴は装飾を兼ねた空気穴として機能する。

【0023】

図 3～6 に側板 30 の横長穴 34 または背板 20 の横長穴 24 を用いた物品の取り付け例を示す。

【0024】

図 3 に示すように、長方形のステップ 80 は小口面に 2 個のハンガーボルトの木ねじ部が埋め込まれてボルト 81 が突出している。これらのボルト 81 を側板 30 の 2 つの横長穴 34 に差込み、側板 30 の外側でワッシャー 82 と蝶ナット 83 を用いて固定する。

20

【0025】

図 4 に示すように、扇型のコーナー用ステップ 85 は当て板 86 に穿った 2 個の穴にそれぞれボルト 87 に通し、ボルト 87 を側板 30 の横長穴 34 および背板 20 の横長穴 24 に差込み、側板 30 および背板 20 の外側でワッシャー 82 と蝶ナット 83 を用いて固定する。

【0026】

図 5 に示すように、ワイヤネット 90 は、直径の異なる複数個の円形ワイヤを同心配置して 4 本の親骨 90b で連結したネット部 90a と、4 本のうちの 2 本の親骨 90b をネット部 90a の外側に延長して先端に形成された取付用の環 91 を有している。前記ワイヤネット 90 は、環 91 にケージ 1 内から通したボルト 87 を 2 つの横長穴 34 に差込み、ナット 92 で固定する。また、側板 30 を保護するために、側板 30 の両面にワッシャー 82 を装着する。図示した取り付け例では、2 本のボルト 87 を高さの異なる横長穴 34 に係合させている。ワイヤネット 90 は壁面に沿わせて取り付けられる物品であり上下左右に関係なく使用できるので、同じ高さにある横長穴 34 でも異なる高さにある横長穴 34 のどちらに取り付けても使用できる。図 5 は異なる高さにある 2 つの横長穴 34 に取り付けられた例である。

30

【0027】

前記ワイヤネット 90 は小動物が壁をよじ登る際の足がかりとなる遊具である。例えばフクロモモンガは壁をよじ登る習性があり、床から天井近くまで足がかりを設置することによって良好な飼育環境を形成できる。図 3、4 のステップ 80、85 でもステップ伝いに上下移動することはできるが、ワイヤネット 90 であれば出っ張りが無いので一気によじ登ることができる。前記ワイヤネット 90 は取付部として 2 つの環 91 を有しているので、同じ高さの 2 つの横長穴 34 のみならず異なる高さにある 2 つの横長穴 34 にも取付可能であり、かつ各横長穴 34 における横方向の係合可能範囲が広い。このため、ワイヤネット 90 の取付位置を様々に変更することができる。また、ワイヤネット 90 の取付可能位置が多様であるから、複数のワイヤネット 90 や形状の異なる複数のワイヤネットを用いても床から天井近くまで足がかりを形成することができる。なお、ワイヤネットの取付部の数は 2 個に限定されず、3 個以上であってもよい。また、環 91（取付部）をネッ

40

50

ト部 90a の外側に設けているので足がかりの邪魔にならない。

【0028】

図6に示すように、フック受け用の環95は取り付け穴96にボルト87を通して横長穴34に差込み、ワッシャー82とナット92で固定する。

【0029】

横長穴24、34は横方向の任意の位置にボルト等の取付具を係合でき、取付具の係合可能範囲が広い。

【0030】

図3のステップ80や図5のワイヤネット90のように2本のボルト81、87で側板30に取り付ける物品では、2本のボルト81、87は対応するそれぞれの横長穴34の任意の位置に係合できるので、2つの横長穴34に係合可能な2本のボルト81、87の間隔は唯一ではなく幅をもっている。また、係合可能範囲内であれば左右にシフトさせることもできる。

【0031】

図7は隣接する2つの横長穴34A、34Bのそれぞれに取付具93A、93Bに係合する例を示している。前記横長穴34A、34Bは、横方向に間隔Pで形成された複数の横長穴34のうち2つである。図面に向かって左側の取付具93Aは横長穴34Aの左端ALから右端ARまでの任意の位置に係合でき、同様に右側の取付具93Bは横長穴34Bの左端BLから右端BRまでの任意の位置に係合できる。従って、2つの取付具93A、93Bが横長穴34A、34Bに係合できる最小間隔 $S_{min}$ はARからBLまでの寸法であり、最大寸法 $S_{max}$ はALからBRまでの寸法である。これらの寸法は横長穴34の形成間隔Pに対して $S_{min} < P < S_{max}$ の関係にあり、2つの取付具93A、93Bは、それらの間隔が横長穴34の形成間隔Pよりも小さい場合でも大きい場合でも係合可能である。即ち、横長穴34の係合可能範囲内であれば物品における取付具の位置を変更することができる。図7は隣接する2つの横長穴34に係合させる例であるが、1つ飛ばし、2つ飛ばし、...の横長穴に係合する場合も同じであり、2つの取付具は、それらの間隔が横長穴34の形成間隔Pの2倍(1つ飛ばし)、3倍(2つ飛ばし)、...よりも小さい場合でも大きい場合でも係合可能である。また、図5のように2つの取付具を異なる高さにある横長穴34に係合する場合も係合可能範囲が拡大される。

【0032】

図4のコーナー用ステップ85は取り付け位置をシフトさせることはできないが、コーナー用ステップ85におけるボルト87の位置を横長穴24、34の係合可能範囲内で変更することができる。図6の環95は横長穴34内で係合位置左右にシフトすることができる。

【0033】

殆どの物品は、設計時に設定された取付具の取り付け位置を変更することができない。このような物品に対し、本発明はケージの取り付け用の穴の形状を横長にすることによって、物品側の取付具の位置がケージの穴の位置に合わないために取り付け不可能であった物品も取り付け可能になる。そして、取り付け可能な物品の範囲を拡大することによってケージの汎用性を高めることができる。

【0034】

上記の横長穴は左右方向に複数個を設ければ取付具の間隔が異なる物品の取り付け可能になる。そして、上下方向にも複数個の横長穴を設けることで取り付け位置の高さも選択できる。複数の横長穴は上下左右に整列配置することも、図1のように縦方向の列が左右の隣りの列と互い違いになる千鳥状配置にすることもできる。また、横長穴の寸法は限定されず、横方向の寸法が異なる穴を混在させることもできる。側板に形成された穴はケージのデザインとしても有用である。

【0035】

また、複数個の横長穴を設ける面は側面に限定されず、前面、天面、背面に設けることもできる。図1のケージ1は前面に出入口を設けているので、構造上の都合で前面に横長

10

20

30

40

50

穴を設けていないが、他の面に出入口を設けて前面に横長穴を設けることがある。また、天面に横長穴を設けた場合は巣箱のようなぶら下げる物品の取り付けに好適である。本発明は、ケージの側面、背面、天面、前面のうちの少なくとも一つの面が板材からなり、その板材に複数個の横長穴が縦方向および横方向に設けられていることが要件である。

【産業上の利用可能性】

【0036】

本発明は壁面に物品を取り付けて使用する小動物用のケージとして好適に使用される。

【符号の説明】

【0037】

1 ... ケージ

10

10 ... 底板

20 ... 背板

24、34 ... 横長穴

30 ... 側板

34 ... 横長穴

40 ... 前板

50 ... 扉板

60 ... 天板

80 ... ステップ (物品)

81 ... ボルト

20

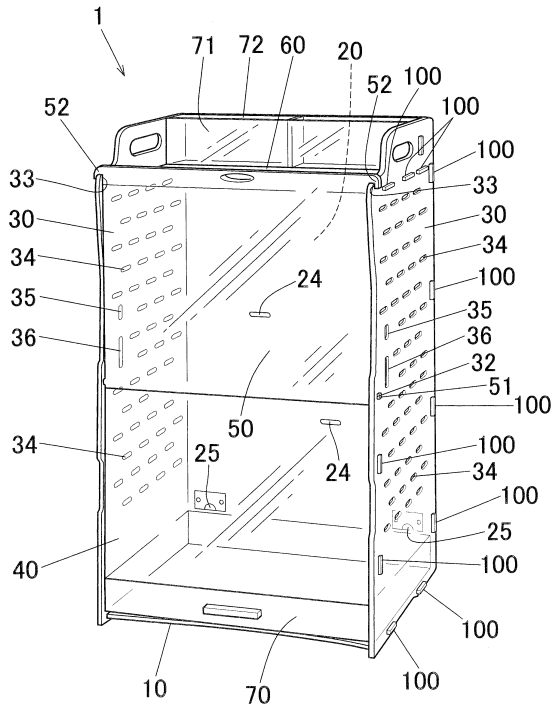
85 ... コーナーステップ (物品)

87 ... ボルト

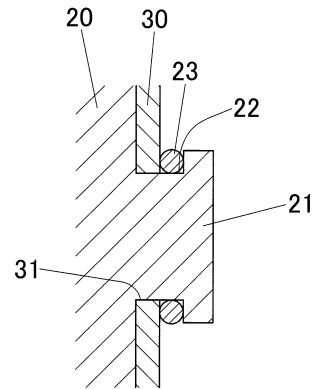
90 ... ワイヤネット (物品)

95 環 ... (物品)

【図1】

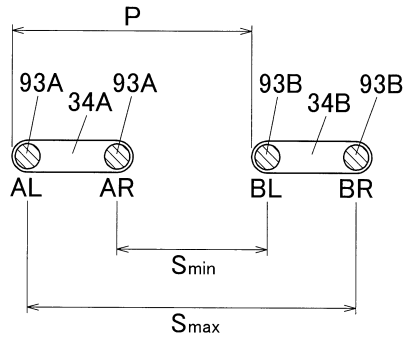


【図2】





【 図 7 】



---

フロントページの続き

審査官 小島 洋志

- (56)参考文献 登録実用新案第3061525(JP,U)  
特開平10-248424(JP,A)  
登録実用新案第3119783(JP,U)  
実開昭56-160467(JP,U)  
特開2005-006585(JP,A)  
特開2000-184837(JP,A)  
米国特許第04498421(US,A)  
米国特許第05749321(US,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A01K 1/00 - 3/00  
A01K11/00 - 37/00  
A01K41/00 - 59/06  
A01K67/00  
A01K67/033 - 67/04  
A63H 1/00 - 37/00